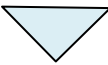


地域戦略改定検討会の設置について（案）

東京都自然環境保全審議会規則

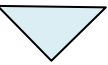
第八条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。



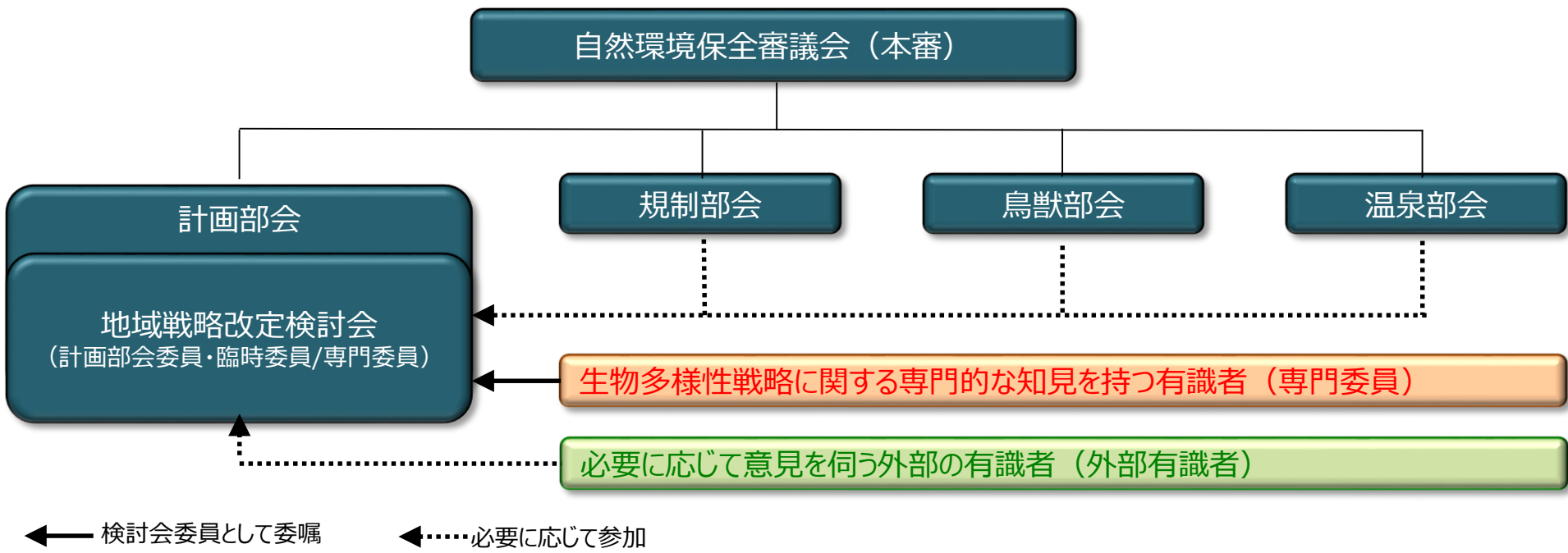
地域戦略の改定に専門の有識者を加えて幅広く検討するため、計画部会内に地域戦略改定検討会を設置し、検討体制を整備する。

東京都自然環境保全審議会運営要領

第4の2 部会長は、必要がある場合、関係者の出席を求めることができる。



生物多様性戦略に関する専門的な知見を持つ有識者（専門委員）のほか、必要に応じて他部会委員又は外部の有識者から意見を伺う。



東京都自然環境保全審議会計画部会における
生物多様性地域戦略改定検討会 運営要領

令和元年〇月〇日会長決定

(目的)

第1 この要領は、東京都自然環境保全審議会規則（平成13年東京都規則第47号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、東京都自然環境保全審議会計画部会（以下「計画部会」という。）の運営に関する事項のうち、東京都における生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という。）の改定について検討するために必要な事項を定めるものとする。

(検討会の設置)

第2 計画部会において、地域戦略の改定について幅広く検討するため、生物多様性に関する専門的な知見を有する者を加えた「生物多様性地域戦略改定検討会」（以下「検討会」という。）を置く。

(検討会の所掌事項)

第3 検討会は、計画部会が所掌する東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第12条第2項第1号に掲げる事項のうち、東京都における生物多様性地域戦略の改定に関することを所掌する。

(構成及び委員)

第4 検討会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 計画部会に所属する委員及び臨時委員
- 生物多様性に関する専門的な知見を有する者（以下「専門委員」という。）

2 前項第二号に規定する専門委員は、東京都環境局自然環境部長が委嘱する。

(座長)

第5 検討会に座長を置き、計画部会の部会長（以下「部会長」という。）をもって充てる。

2 座長は、検討会を主宰し、会務を総理する。

(運営)

第6 検討会は、部会長が招集する。

2 部会長は、必要に応じて、検討会に第4第1項に規定する委員以外の有識者（以下「外部有識者」という。）の出席を求め、意見を聴くことができる。

(案)

(定足数及び表決数)

- 第7 検討会は、委員（第4第1項第一号に規定する計画部会に所属する委員及び臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 2 検討会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(議事録等)

- 第8 検討会においては会議ごとに審議事項、経過及び結果等を記載した会議の要録（以下「会議要録」という。）を作成することとする。

(公開等)

- 第9 検討会は公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「公開条例」という。）第7条に規定する非開示情報に係る案件を調査審議する場合にあっては、その理由を明らかにした上で一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 第1項ただし書に基づく非公開は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 検討会の会議要録及び提出した資料は、公開とする。ただし、第1項ただし書の規定に基づき開催した検討会の会議要録及び提出した資料については、公開条例第7条の非開示情報に該当する部分については非公開とする。

(検討会の傍聴等)

- 第10 座長は、必要があると認めるときは、検討会ごとに、あらかじめ報道関係者以外の者に交付する傍聴券の数を定めることができる。
- 2 傍聴券は、検討会の当日受付で報道関係者及び報道関係者以外の者の別に、それぞれ先着順に1人1枚を交付する。
- 3 検討会を傍聴しようとする者が会議場に入室するときには、傍聴券を事務局職員に提示させるものとする。
- 4 座長は、検討会の円滑な運営を図るため、傍聴人に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示をし、又は事務局職員に指示することができる。
- 5 座長は、前項の指示をしたにもかかわらず、検討会の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退室させることができる。

附 則

- 1 この要領は、令和元年12月〇日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年3月31日をもって、その効力を失う。